

請願・陳情參考資料

平成25年6月7日

商工労働部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年-8 (25.5.16)	商工労働	<p>デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情</p> <p>鳥取県労働組合総連合 議長 田中 晓 (鳥取市西品治806)</p>	<p>【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>【最低賃金の決定】 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議が行われ、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>【現在の最低賃金（時間額）】 ・鳥取県 653円 (H24.10.20～) ・最高 850円 (東京都) ・最低 652円 (島根県、高知県) ・平均 749円</p> <p>○なお、現在政府において、今後の最低賃金の方向性等について議論されているところ。</p> <p>【中小企業への経営支援策について】 〔政府の取組〕 ○中小企業対策費予算額〔政府全体〕 平成24年度 1,802億円 平成25年度 1,811億円 (前年度比増減+9億円)、 ※ほかに、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算として5,434億円を計上。 ○平成25年度の主な中小企業関係事業 ・小規模事業者活性化補助金 (金融機関等と連携して、新商品・サービスの開発販路開拓を支援) ・中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業 (高度な経営課題等の相談に係る専門家派遣) ・ものづくり中小企業連携支援事業 (ものづくり基</p>

- ・盤技術（鋳造、鍛造、メッキ等）の高度化を支援）
- ・中小企業海外展開総合支援事業（海外市场等に関する情報提供、販路開拓、調査等を支援）
- ・地域中小商業支援事業（地域コミニティ機能再生や商店街活性化に向けた取組を支援）
- ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援（公的金融・信用保証制度により資金繰りを支援）
- ・消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業（消費税の円滑な転嫁等を支援）

〔県の取組〕

- 商工労働部平成25年度当初予算額
一般会計154億円、特別会計1億円

【金融円滑化法の打ち切りを止めた再延長について】

〔政府の取組〕

- (1) 金融機関による円滑な資金供給の促進
 - 金融検査マニュアル・監督指針に「貸付条件の変更や円滑な資金供給」に努めること、中小企業者等の経営改善を最大限支援していくことを明記し、検査・監督で徹底。
 - 地域経済活性化支援機構法に「金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべき」との規定を設けるほか、金融機関に対して「条件変更の実施状況に係る自主的開示」を要請。
- (2) 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化
 - 国の認定支援機関（経営革新等支援機関／税理士・弁護士・金融機関等）が経営改善計画策定を支援。経費の2/3補助を実施（H24国補正405億円）。
 - 中小企業再生支援協議会の機能強化（全国本部の専門人員増員等）（H24国補正40億円）
 - 金融円滑化に関する相談窓口を設置（全国の財務局、経済産業局等に個別の相談窓口を設置し、きめ細かく対応）
 - 企業再生支援機構を改組して「地域経済活性化支援機構」創設（H24国補正30億円）
 - 経営支援型セーフティネット貸付（認定支援機関の経営支援を前提とした一時的に業況悪化した中小企業者への低利融資）の創設等の資金繰り支援（H24国補正2,893億円）

〔県の取組〕

鳥取県では金融円滑化法終了を踏まえ、平成24年6月補正で経営支援と金融支援の一体的な推進体制を構築。H25も継続。

- (1) 中小企業者の経営再生サポート体制の充実・強化

- とっとり企業支援ネットワーク（経営支援）
(H25予算：48,412千円)

経営再生サポートセンターの設置など、商工団体、金融機

		<p>関、信用保証協会及び産業支援機関による連携支援体制を強化。(H24支援実績：41企業)</p> <p>(2) 経営再生円滑化借換特別資金（金融支援） (融資枠50億円。期間15年以内) 超長期の借換資金により経営再生・経営改善に取り組む中小企業者等の資金繰りを支援。(H24融資実績：66企業、2,777百万円)</p> <p>【下請取引適正化について】 下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。</p> <p>〔国の主な対応状況〕（平成24年度実績）</p> <p>(1) 助言等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 下請法違反行為に対する勧告・指導状況（上半期） <ul style="list-style-type: none"> ・勧告は10件、指導は2,932件（半期としては最大） ② 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況（上半期） <ul style="list-style-type: none"> ・減額分について、親事業者61社が下請業者3,869名に約31億1314万円を返還 ・遅延利息について、親事業者45社が下請業者1,788名に約13億7316万円を支払 <p>(2) その他の主な取組状況</p> <p><下請取引適正化推進月間（11月）></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 下請け取引改善講習会、下請取引適正化推進講習会開催：計77カ所 ② シンポジウム・セミナー ③ 業界団体に対する要請活動 等 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 優越的地位の濫用規制に関する実態調査、書面調査（ホテル・旅館、大規模小売り事業者、荷主・物流事業者 等） ⑤ 請方基礎講習会、業種別講習会、説明会（上半期、43回） <p>〔鳥取県内の状況〕（平成24年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(財)鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。 ○平成24年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は、6件であった。
--	--	--

【公共事業の適正単価・報酬確保の法制定について】
公契約法に関する公共工事や業務委託の契約について、賃金等労働条件の最低基準を定める労働条項を盛り込み、適正な労働条件を確保しようとする法律として、フランスやアメリカで制定。

〔国の動き〕

○平成21年に超党派の国會議員で議論がなされたが、法案提出には至っていない。

〔本県の状況〕

○県議会が、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書」(平成21年3月26日)を提出。
(要請内容)

- 1 公共事業において建設業の健全な経営並びに建設労働者の適正な賃金や労働条件が確保されるよう、公契約に関する基本法を制定すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の参議院附帯決議(※)を実効あるものとするための具体的施策を講じること。

(※)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成13年4月施行)の国会審議における参議院付帯決議(→「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるよう努めること」)

【雇用の創出と安定に向けた取組について】
〔政府の取組〕

○政府の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月閣議決定)において、東日本大震災の被災地の産業の復興と雇用機会の創出に取組むとともに、「成長による富の創出」の実現に向けて、失業者の成長分野への人材移動、若年者の人材育成強化、女性の活躍促進等に取組むこととされている。

○日本経済再生本部(平成24年12月閣議決定により設置)の下に開催される産業競争力会議において、成長産業への失業なき労働移動、若者の安定雇用、女性の活躍促進等への取組を盛り込んだ成長戦略が検討されているところである。

〔県の取組〕

○若者が定住できる社会の実現に向け、雇用創造1万人プロジェクトにより、4年間で1万人分の雇用創造を目指し、取り組んでいるところ。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年-11 (25.5.30)	商工労働	<p>平成25年度地域別最低賃金改正等に関する意見書提出についての陳情</p> <p>日本労働組合総連合会鳥取県連合会 会長 五十嵐 美知義 (鳥取市天神町30-5)</p>	<p>【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>【最低賃金の決定】 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議が行われ、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>【現在の最低賃金（時間額）】 ・鳥取県 653円（H24.10.20～） ・最高 850円（東京都） ・最低 652円（島根県、高知県） ・平均 749円</p> <p>○なお、現在政府において、今後の最低賃金の方向性等について議論されているところ。 ○また、最低賃金については、「県政だより」等において県民等に周知を図っている。</p> <p>【中小企業への経営支援策について】 [政府の取組] ○中小企業対策費予算額〔政府全体〕 平成24年度 1,802億円 平成25年度 1,811億円（前年度比増減+9億円） ※ほかに、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算として5,434億円を計上。 ○平成25年度の主な中小企業関係事業 ・小規模事業者活性化補助金（金融機関等と連携して、新商品・サービスの開発と販路開拓を支援） ・中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業</p>

基) 関
り援に
遣く支等 機 (公 (消
派づを場) イ () (費
家の化市援テ) 援業
門も度外支ニ援支事
専(高海をユ支りを化
る業の(等ミを繰り強
係事)業査ニ組金縛制
に援キ事調域取資金体
談支ツ援、地たの資査
相携ツ支拓(け者り検)
の連合開業向業よ・援
等業、総路事に事に視支
題企造開販援化模度監を
課小鍛展、支性規制況等
課中、外供業活小証状嫁
經り鑄海提商街・保嫁転
なく(業報小店業用転な
度づ術企情中商企信税滑
高の技小る域や小・費円
も盤中す地生中融消の

[県の取組]

- 商工労働部平成25年度当初予算額
一般会計154億円、特別会計1億円